（自動車安全運転センター法施行規則の一部改正）

第二条　自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別紙

住所			
フリガナ 氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　歳）
車種	自事	車両番号	
自賠責保険関係	有・無　契約先	証明書番号	
事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　　）・歩行・その他		